

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第7条（環境影響の防止措置等）の「知事が別に定める」事項

平成31年3月29日決定

（検液の作成方法）

第1条 規則第7条第1項の検液の作成方法は、次の各号に掲げるところによる。

（1）水素イオン濃度の検液の作成方法

ア 試料の作成

再生土を有姿のまま採取し、採取時の含水比状態のまま、含水比が変わらないように保存する。

なお、試料の含水比をあらかじめ測定し、試料の乾燥重量を求めておく。

イ 検液の作成

試料と溶媒（水（日本工業規格K0557（1998）に規定するA3又はA4のものをいう。））を試料の乾燥重量に対して質量比5となるよう加え、攪拌棒等で懸濁させ、30分以上、3時間以内静置したものを測定用の検液とする。

なお、試料が固結している場合はときほぐしてから用いる。

また、質量比を5にしても懸濁液の状態にならない場合は、さらに水を加える。

（2）塩化物イオン濃度の検液の作成方法

ア 試料の作成

再生土を有姿のまま採取し、採取時の含水比状態のまま、含水比が変わらないように保存する。

なお、試料の含水比をあらかじめ測定し、試料の乾燥重量を求めておく。

イ 試料液の調製

試料と溶媒（水（日本工業規格K0557（1998）に規定するA3又はA4のものをいう。））を試料の乾燥重量に対して質量比10となるよう混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上になるようにする。

なお、試料が固結している場合はときほぐしてから用いる。

ウ 溶出

調製した試料液を常温（概ね摂氏20度）常圧（概ね1気圧）で振とう機（あらか

じめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して水平に振とうする。

エ 検液の作成

ウにより得られた試料液を3,000重力加速度で20分間遠心分離した後、孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターを用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取る。

(流出水の水素イオン濃度指数を減少させるための設備)

第2条 規則第7条第3項第1号ハの設備は、次の各号に掲げる方法その他の方法により流出水の水素イオン濃度指数を減少させるための設備とする。

(1) 流出水を中和する方法

(2) 流出水を30センチメートル以上の厚さの土砂の層に通過させる方法

(流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備)

第3条 規則第7条第3項第2号ロの設備は、蒸留法、逆浸透法その他の方法により流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備とする。